

○自動振替手数料等の負担に関する要綱

平成28年12月17日制定

自動振替手数料等の負担に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日吉台共有施設管理組合（以下「組合」という。）の組合員が金融機関を通じて組合に納める維持管理費に関し、これに係る自動振替手数料及び振込手数料の負担について定めることを目的とする。

(組合が負担する手数料)

第2条 組合が負担する手数料は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 自動振替手数料

組合が指定した金融機関において組合員が維持管理費を自動振替の方法により、毎月納める場合にかかる手数料

(2) 振込手数料

組合が指定した金融機関又はこれ以外の金融機関において組合員に維持管理の未納額がなく、かつ、次のアからエまでのいずれかに該当する場合で振込手数料がかかるとき、組合が振込手数料を負担する。

ア 1年度分の維持管理費を当該年度の4月中に一括して振り込む場合

イ 2か年度にわたる維持管理費を一括して12か月分以上を振り込む場合

ウ 翌年度分以降の維持管理費を前年度に一括して12か月分以上を振り込む場合

エ 当該年度分及び翌年度分以降の維持管理費を一括して13か月分以上を振り込む場合

(手数料負担の方法)

第3条 前条に規定する手数料の負担は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 自動振替手数料の負担については、自動振替を実行した各金融機関に対し、組合が直接これを支払う方法とする。

(2) 振込手数料の負担については、組合員が振込金額に応じた振込手数料を差し引いて振り込む方法とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年12月31日以前の手数料の負担については、なお従前の例による。